株主のみなさまへ

# 第163期定時株主総会招集ご通知
# （交付書面への記載を省略した事項）

**事業報告**

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項
　1．事業の経過及びその成果
　2．財産及び損益の状況の推移
　3．主要な事業内容
　4．主要な営業所及び工場
　5．従業員の状況
　6．主要な借入先
　7．その他企業集団の現況に関する重要な事項
Ⅱ　会社の株式に関する事項
　1．発行可能株式総数
　2．発行済株式総数
　3．株主数
　4．大株主
Ⅲ　会社役員に関する事項
　1．責任限定契約の締結状況
　2．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
　3．社外役員に関する事項
Ⅳ　会計監査人の状況
　1．会計監査人の名称
　2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
　3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
Ⅴ　会社の体制及び方針
　1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
　2．内部統制システムの運用状況の概要
　3．株式会社の支配に関する基本方針
　4．剰余金の配当等の決定に関する方針

**連結計算書類**

・連結貸借対照表
・連結損益計算書
・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表

**計算書類**

・貸借対照表
・損益計算書
・株主資本等変動計算書
・個別注記表

**監査報告書**

・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
・会計監査人の監査報告書謄本
・監査役会の監査報告書謄本

法令及び当社定款の規定に基づき、上記の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

**日工株式会社**

# 事業報告

## Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

### 1．事業の経過及びその成果

部門別の概況は以下のとおりであります。

**＜アスファルトプラント関連事業＞**

アスファルトプラント関連事業の売上高は前期比0.8%減の193億27百万円となりました。受注残高は大幅に増加し、前期比91.2%増の172億22百万円となっています。

**＜コンクリートプラント関連事業＞**

コンクリートプラント関連事業の売上高は前期比0.7%増の143億61百万円となりました。受注残高も、前期比20.0%増の114億34百万円となっています。

**＜環境及び搬送関連事業＞**

環境及び搬送関連事業の売上高は前期比34.3%増の43億71百万円となりました。受注残高も、前期比2.1%増の12億86百万円となっています。

**＜破砕機関連事業＞**

破砕機関連事業の売上高は前期比8.5%増の24億48百万円となりました。受注残高は、前期比3.5%減の３億61百万円となっています。

**＜製造請負関連事業＞**

製造請負関連事業の売上高は前期比30.5%減の33億39百万円となりました。受注残高も、前期比7.0%減の18億24百万円となっています。

**＜その他事業＞**

その他事業の売上高は前期比8.3%増の55億22百万円となりました。受注残高も、前期比86.8%増の12億97百万円となっています。

### 2．財産及び損益の状況の推移

| 区　分 | 第160期<br>(2022/4～2023/3) | 第161期<br>(2023/4～2024/3) | 第162期<br>(2024/4～2025/3) | 第163期<br>(2025/4～2026/3)<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高<br>(百万円) | 39,665 | 44,097 | 49,162 | 49,371 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円) | 1,020 | 1,312 | 2,009 | 2,536 |
| １株当たりの当期純利益 | 26円67銭 | 34円25銭 | 52円29銭 | 65円85銭 |
| 総　資　産<br>(百万円) | 52,127 | 62,229 | 63,725 | 64,443 |
| 純　資　産<br>(百万円) | 31,604 | 33,086 | 34,560 | 37,409 |

(注) 1．１株当たりの当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式総数で除して算出しております。
2．記載金額未満を切り捨てて表示しております。

## 3．主要な事業内容（2026年３月31日現在）

| 区分 | 主要品目 |
|---|---|
| **アスファルトプラント関連事業** | アスファルトプラント、リサイクルプラント、合材サイロ、電子制御機器、工場管理システム等の製造・販売・メンテナンスサービス |
| **コンクリートプラント関連事業** | コンクリートプラント、コンパクトコンクリートプラント、コンクリートポンプ、電子制御機器、工場管理システム、コンクリート製品生産用工場設備等の製造・販売・メンテナンスサービス |
| **環境及び搬送関連事業** | ベルトコンベヤ、設備用コンベヤ、缶・ビン選別機、油汚染土壌浄化プラント、プラスチックリサイクルプラント等の製造・販売、バッテリーリサイクル、排水蒸発処理プラント |
| **破砕機関連事業** | モバイルプラント、破砕機の製造・販売・メンテナンスサービス |
| **製造請負関連事業** | 鋼構造物・産業機械・環境機器の設計・製作・据付・設備保全、プラント・設備機械に関わる製缶加工・組立、工場の生産営業（製造請負） |
| **その他事業** | パイプ枠組足場、鋼製道板、アルミ製仮設昇降階段、ショベル、スコップ、小型コンクリートミキサ、モルタルミキサ、水門、防水板、不動産賃貸、建設機械製品リース、工場・事務所等の修繕 |

## 4．主要な営業所及び工場（2026年３月31日現在）

(1) 当社

| | |
|---|---|
| **営業所** | 本社（明石）、事業本部（千代田区）、大阪支店（大阪）、北海道支店（札幌）、東北支店（仙台）、関東支店（さいたま）、中部支店（名古屋）、中・四国支店（広島）、九州支店（大野城）、沖縄支店（島尻郡）、横浜営業所、新潟営業所（新潟）、四国営業所（高松）、南九州営業所（鹿児島）、東京サービスセンター（野田）、明石サービスセンター、カスタマーサポートセンター（明石）、湾岸営業所（市川）、東京モバイルセンター（吉川） |
| **工場** | 本社工場（明石）、幸手工場、加古川工場、福崎工場（神崎郡） |
| **海外** | 台北支店 |

（注）（ ）内は、所在地を示しております。

(2) 子会社

| | |
|---|---|
| **日工電子工業株式会社** | 本社・工場（長岡京）、京都烏丸オフィス、大阪オフィス、東京オフィス |
| **日工藤原電機株式会社** | 本社・工場（京都市北区） |
| **日工マシナリー株式会社** | 本社・工場（野田）、明石工場、関西支店（明石）、東部営業部（野田）、岡山事務所（赤磐） |
| **トンボ工業株式会社** | 本社（明石）、福崎工場（神崎郡）、東部営業所（越谷）、西部営業所（明石）、北海道営業所（札幌）、東北営業所（仙台）、九州営業所（大野城） |
| **日工セック株式会社** | 本社（明石）、東部営業所（野田）、工場（野田）、東京リースセンター（幸手）、北海道営業所（札幌）、西部営業所・大阪リースセンター（堺）、九州営業所（大野城） |
| **日工興産株式会社** | 本社（明石） |
| **株式会社西日本不動産** | 本社（川西） |
| **株式会社前川工業所** | 本社・工場・技術センター・テストセンター（大東） |
| **宇部興機株式会社** | 本社・工場（宇部） |
| **株式会社松田機工** | 本社・工場（笠岡） |
| **日工（上海）工程機械有限公司** | 本社・工場（中国上海）、北京分公司、上海事務所 |
| **Nikko Baumaschinen GmbH** | 本社（ドイツ デュッセルドルフ） |
| **Nikko Asia(Thailand) Co.,Ltd.** | 本社（タイ バンコク） |
| **Nikko Global Manufacturing (Thailand)Co.,Ltd.** | 本社・工場（タイ チョンブリ） |

（注）1．（ ）内は、所在地を示しております。
2．Nikko Global Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.は、2026年４月１日付でNikko Asia-Engineering (Thailand) Co.,Ltd.に社名変更いたしました。
3．当事業年度におきまして、日工電子工業株式会社が京都烏丸オフィスを開設し、また日工マシナリー株式会社が横浜営業所を閉設しました。

## 5．従業員の状況（2026年３月31日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|---|---|
| 1,169名 | 36名増 |

（注）従業員数は、臨時雇用者（216名）を除いております。

## 6．主要な借入先（2026年３月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| **株式会社三井住友銀行** | 3,965百万円 |
| **株式会社三菱UFJ銀行** | 801 |
| **株式会社三井住友銀行（タイ）** | 744 |
| **株式会社山陰合同銀行** | 423 |
| **株式会社みなと銀行** | 396 |
| **株式会社山口銀行** | 393 |
| **三菱UFJ銀行（中国）有限公司** | 306 |
| **三井住友銀行（中国）有限公司** | 249 |
| **みずほ銀行（中国）有限公司** | 171 |
| **株式会社りそな銀行** | 150 |
| **株式会社百十四銀行** | 100 |

（注）１．借入金残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。
　　２．借入金残高は長期借入金及び短期借入金の合計金額であります。

## 7．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## Ⅱ 会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

**１．発行可能株式総数**　　150,000,000株

**２．発行済株式総数**　　40,000,000株（自己株式1,464,826株を含む。）

**３．株主数**　　26,736名

**４．大株主（上位10名）**

当社大株主の状況は下記のとおりであります。

| 順位 | 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|---|
| 1 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 4,691千株 | 12.18% |
| 2 | 日工社員持株会 | 1,730 | 4.49 |
| 3 | 日工取引先持株会 | 1,366 | 3.55 |
| 4 | 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 1,045 | 2.71 |
| 5 | 日本生命保険相互会社 | 854 | 2.22 |
| 6 | 住友生命保険相互会社 | 745 | 1.93 |
| 7 | 湊ハマ株式会社 | 702 | 1.82 |
| 8 | 明治安田生命保険相互会社 | 648 | 1.68 |
| 9 | 中西電機工業株式会社 | 620 | 1.61 |
| 10 | 日本ヒューム株式会社 | 490 | 1.27 |

（注）１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．当社は、自己株式を1,464,826株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
３．持株比率は自己株式を除いた発行済株式総数で除して算出し、小数第３位を四捨五入して表示しております。

## Ⅲ 会社役員に関する事項

### 1．責任限定契約の締結状況

当社は、2015年６月23日開催の第152期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社と社外取締役とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、当社と社外監査役とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### 2．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役及び執行役員全員が対象であります。被保険者の職務の執行として行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等について当該保険契約によって填補することとしております。保険料については当社が全額負担しており被保険者の実質的な保険料の負担はございません。ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がございます。

### 3．社外役員に関する事項

⑴　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分 | 氏名 | 兼職先法人等名 | 兼職の内容 | 関係 |
|---|---|---|---|---|
| 社外取締役 | 石　井　正　文 | 重要な兼職はありません。 | | 記載すべき関係はありません。 |
| | 佐　伯　里　香 | 株式会社ユーシステム | 代表取締役 | 当社と両社との間には特別の取引関係はありません。 |
| | | 日本トムソン株式会社 | 社外取締役<br>(監査等委員) | |
| | 貞　苅　　茂 | 重要な兼職はありません。 | | 記載すべき関係はありません。 |
| 社外監査役 | 大　田　直　樹 | 重要な兼職はありません。 | | 記載すべき関係はありません。 |
| | 福　井　　剛 | RSM清和監査法人 | シニアパートナー | 当社と同監査法人との間には特別の取引関係はありません。 |
| | 米　田　耕　士 | 弁護士法人多聞法律事務所 | 代表社員 | 当社と同法律事務所との間には特別の取引関係はありません。 |

⑵ 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況及び期待役割に関し行った職務の概要 |
|---|---|---|
| **社外取締役** | **石 井 正 文** | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回（出席率92.3%）に出席し、審議に関して主に元外務官僚としての豊富な経験と幅広い国際情勢に関する知見より適宜発言を行い、当社の業務執行に対する監督、助言をする等適切な役割を果たしております。 |
| **社外取締役** | **佐 伯 里 香** | 当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行い、特にICT及びダイバーシティの観点から当社の業務執行に対する監督、助言をする等適切な役割を果たしております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| **社外取締役** | **貞 苅 茂** | 当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行い、特に財務の視点から当社の業務執行に対する監督、助言をする等適切な役割を果たしております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| **社外監査役** | **大 田 直 樹** | 当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に、また、監査役会15回のうち15回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行っております。 |
| **社外監査役** | **福 井 剛** | 当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に、また、監査役会15回のうち15回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に公認会計士としての専門的見地より適宜発言を行っております。 |
| **社外監査役** | **米 田 耕 士** | 当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に、また、監査役会15回のうち15回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に弁護士としての専門的見地より適宜発言を行っております。 |

# Ⅳ 会計監査人の状況

**1．会計監査人の名称**　　有限責任 あずさ監査法人

**2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額**

⑴報酬等の額

| | |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 42,480千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 59,141千円 |

（注）1．上記の報酬等の額につきましては、当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑵　非監査業務の内容

当社は、一部の子会社において、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、財務諸表の翻訳等に関する支援業務を委託しております。

⑶　海外連結子会社の監査の状況

海外連結子会社は、KPMGの監査を受けております。

**3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## Ⅴ 会社の体制及び方針

**1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制**

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令及び定款遵守の基本方針及びコンプライアンス規則を定め、取締役自ら基本方針及びコンプライアンス規則を遵守し、取締役に対してコンプライアンス研修を行う。

② 取締役は、重大な影響を及ぼす諸問題があれば直ちに他の取締役に報告を行うなど報告体制を強化する。

③ 内部監査部門の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査部門の三者による監査体制を確立する。

④ 取締役社長は、公益通報者保護法に基づき、内部公益通報制度の実効性の確保に努める。

⑤ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存（保存期間を含む）及び管理（管理をする部署の指定を含む）に関するルールを明確にする。

② 次にあげる文書・電磁的記録データについては、取締役・使用人の職務執行の状況に係る情報と位置付け、関連資料と供に文書管理規則に基づいて保存管理し、取締役及び監査役の要求があれば直ちに閲覧可能な状態を維持する。

①株主総会議事録、②取締役会議事録、③社内役員会議事録、④取締役会が設置した委員会等の組織の会議録、⑤稟議書・お伺い書、⑥契約書・契約報告書、⑦会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・注記表・事業報告・附属明細書、⑧月次・四半期決算書類、⑨予算審議・予算進捗資料、⑩行政機関・金融商品取引所等に提出した書類の写し

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理の実効性を確保する責任者として、取締役よりリスク管理担当を定める。

② リスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループのリスクをトータルに認識・評価（影響度と発生可能性等を勘案してリスク評価する）分析し、取締役社長に対し意見具申を行う。

③ リスク管理委員会は、各種リスクの未然防止、リスク管理、発生したリスクへの対処方法や是正手段を、取締役社長に対し意見具申し、併せて当社グループ役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を実施する。

④ 適切な危機管理体制を構築できるように、危機管理マニュアル（重大事故や災害・不祥事が発生した場合の対処方法のマニュアル化）を充実させる。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各事業グループ・各グループ子会社の目標値を年度予算として策定し、並びに中期経営計画を策定し、それに基づく進捗管理を行う。

② 取締役・執行役員・使用人の役割分担、職務権限、指揮命令系統を明確にし、職務執行が効率的に行われるようにする。

③ 職務権限表及び組織表を社内イントラネットに掲載し、全役職員に周知・徹底する。

④ 業務の合理化・電子化に向けた取組・整備を更に進める。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令及び定款遵守の基本方針及びコンプライアンス規則を定め、グループ会社を含めた全使用人への基本方針及びコンプライアンス規則の教育・研修を実施し周知徹底を行う。

② コンプライアンス推進の責任者として、取締役よりコンプライアンス推進担当を定める。

③ コンプライアンス委員会を設置し、運用、整備、監視を行い、定期的に取締役社長に報告するもの

とする。
④ コンプライアンスを実効化させるために、内部公益通報制度を周知・徹底する。
⑤ 内部監査部門によるコンプライアンス監査を実施する。
⑥ 部門毎（サービス・営業・調達・情報・財務等）の業務管理・業務執行の規則（手続き、マニュアル等）を整備する。
⑦ ＩＴに関する統制については、全般統制（システム全体の統合等を適正に行うといった統制）とアプリケーション統制（個々のシステム管理を適正に行うといった統制）の両者の観点から、現状システムを整備・運用する。

(6) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 当社グループ子会社の取締役及び使用人は、法令及び定款遵守の基本方針及びコンプライアンス規則を定め、基本方針及びコンプライアンス規則を遵守する。
② 全グループ子会社は取締役会議事録の写しを当社の取締役社長及び担当取締役に提出すると共に、グループ子会社の取締役社長は、定期的に当社の担当取締役に対し経営上の重要事項や業務執行状況・財務状況・予算の進捗状況等の報告を行うものとする。
③ グループ子会社監査役に、業務監査権限を付与し、業務執行の適法性を検証させる。
④ グループ子会社が、当社よりの指示が法令及び定款に適合しているかどうかの判断をするにあたって、当社及びグループ子会社の監査役がアドバイスする。
⑤ 当社はグループ子会社との取引に関しては、グループ子会社取締役会決議を最大限尊重する。
⑥ コンプライアンス委員会・リスク管理委員会は、グループ子会社も統括して教育研修・指導・管理する。
⑦ グループ子会社の一定の経営上の重要事項に関する取締役会決議事項につき、当社の担当役員や取締役会の了承を必要とする。
⑧ 当社経営者とグループ子会社の経営者により経営戦略を審議する「連絡会議」で、情報交換をなし連携を密にする。
⑨ 当社で導入している内部公益通報制度をグループ子会社に範囲を広げ、内部公益通報窓口は当社の指定する部署に統一する。
⑩ 「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。
⑪ 当社グループ子会社の取締役・執行役員・使用人の役割分担、職務権限、指揮命令系統を明確にし、職務執行が効率的に行われるようにするとともに、職務権限表及び組織表を社内イントラネットに掲載し、全役職員に周知・徹底する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
① 監査役の職務を補助する組織を監査役室とする。
② 監査役会より、監査の実施にあたり必要と認めるとの理由で、取締役会に対し監査役室の増員を求めた場合、取締役会はこれに同意する。

(8) 前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
① 監査役室に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査役室の人事異動や給料その他処遇については、監査役は事前に報告を受け、必要な場合は、理由を付して変更を人事担当取締役に申し入れることができる。

(9) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(10) 当社監査役への報告に関する体制
① 取締役及び内部監査部門その他の使用人は監査役に直接報告できる。
② 取締役及び内部監査部門その他の使用人は、監査役に対して、法令定款違反事項に加え、次の会社

の重要情報を適時に報告する。

ア）経営戦略会議等の重要な会議に附議、報告された案件のうち重要な事項

イ）内部監査部門が実施した監査の結果

ウ）内部公益通報制度による通報の状況

③ 監査役は、いつでも会社の重要情報にアクセスできるものとする。

④ 当社グループの役職員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

⑤ 取締役及び使用人並びに当社グループの役職員は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査役に報告しなければならない。

(11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社が導入している内部公益通報制度及び、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該通報、報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知する。

(12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役が監査の実施のために外部の専門家等（弁護士・公認会計士等）に対して助言を求め、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、外部専門家等から所要の費用を請求されたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

(13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 業務執行ラインから独立した内部監査部門を設置し、内部監査部門は監査役と日常的に連携できるように協力する。

② 監査役が、適宜弁護士等の外部専門家と連携できるように協力する。

③ 取締役は監査役の適法性監査にとどまらず、企業経営者のリスク管理・内部統制の整備・運用状況を含む経営活動を対象とした妥当性の監査にも協力する。

④ 監査役が、取締役社長を始めとする経営者及び会計監査人と定期的に意見・情報交換をできるように協力する。

**2．内部統制システムの運用状況の概要**

当社は、業務の適正を担保するために「内部統制の基本方針」を作成し業務の適切な運用に努めています。

第163期において実施しました主な取り組みの概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般について

内部監査部門は「内部統制評価方針」に基づき当社及び当社グループ子会社への監査スケジュールを作成し、社内役員会、取締役会の承認及び監査役会の確認を経て監査を実施しました。また、監査評価の進捗報告を、社内役員会、取締役会及び監査役会へ半期ごとに提出し承認及び確認を得ております。

(2) 取締役の職務の執行が適切に行われているかについて

監査役会及び取締役会の開催は適切に行われております。そして、取締役及び執行役員に対してのコンプライアンス研修会を実施し、取締役及び執行役員から「コンプライアンス確認書」の提出を受けております。

(3) 使用人の職務の執行が適切に行われているかについて

内部監査部門による各支店への「業務プロセスの内部監査」を実施しております。また、コンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、職務の執行が適切に行われているかの確認を行っております。さらに、発注権限者から「コンプライアンス確認書」を提出させ、内部監査部門による業務プロセス監査を実施しております。

(4) 当社及び当社グループ子会社の業務の適正化を図るための体制について

当社グループ子会社から当社へ取締役会議事録を提出させております。また、当社及び当社グループ子会社の経営者による経営戦略を審議する「経営連絡会議」を実施しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われているかについて

監査役は当社役員及び当社グループ役職員に対してのヒヤリングを随時実施いたしました。また、監査計画に基づき本社、工場、支店及び営業所部門への実地監査を行い、当社グループ子会社への実地監査も行いました。

**3．株式会社の支配に関する基本方針**

当社は、機械メーカーとして、永年蓄積した専門知識、特殊技術を活用し、お客様に真に満足していただける製品・サービスを提供することにより、お客様から支持していただける存在意義のある企業を目指し、強固な財務基盤を背景に、長期的な視野にたった経営を行なっております。従いまして、経営の効率性及び収益性を高める観点から専門性の高い業務知識及び営業ノウハウを備えた者が取締役に就任し、重要な職務執行を担当することが、当社の企業価値及び株主のみなさま共同の利益の向上につながるものと考えております。

当社は、①有効な資産運用及び利益重視の経営による業績の向上並びに積極的な利益還元、②経営の透明性確保、③顧客をはじめあらゆるステークホルダーから信頼される経営体制の構築を実現することにより、中長期的に企業価値を向上させることが、いわゆる敵対的買収防衛策の基本であると認識しております。

長期的経営の意思や具体的計画もなく、短期的な利益のみを狙った当社株式の大規模買付行為がなされるに至った場合の具体的対応策については、現在策定しておりませんが、将来これを策定する際には、企業価値及び株主のみなさま共同の利益を害さないものとする必要があると認識しております。

**4．剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付け、基本的にその期間の業績に応じて配当をすべきものと考えております。そのため、株主のみなさまのご期待に添うべく、経営基盤の強化並びに企業価値の増大に努めつつも、内部留保の充実、配当の安定継続性等をも総合的に勘案して配当額を決定することを基本方針としております。

この方針に基づき、株主総会において剰余金の配当について株主のみなさまにお諮りいたします。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

（2026年３月31日現在）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **資産の部** | **64,443,539** 千円 | **負債の部** | **27,033,849** 千円 |
| **流動資産** | **38,927,864** | **流動負債** | **20,609,836** |
| 現金及び預金 | 11,484,804 | 支払手形及び買掛金 | 3,221,919 |
| 受取手形 | 439,258 | 電子記録債務 | 1,025,035 |
| 売掛金 | 9,519,238 | ファクタリング未払金 | 2,074,661 |
| 電子記録債権 | 2,661,806 | 短期借入金 | 3,734,353 |
| 商品及び製品 | 3,300,493 | 未払法人税等 | 994,959 |
| 仕掛品 | 9,295,769 | 未払金 | 1,045,563 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,404,661 | 前受金 | 17,242 |
| 為替予約 | 8,599 | 契約負債 | 6,311,890 |
| その他 | 813,929 | 賞与引当金 | 800,702 |
| 貸倒引当金 | △697 | 役員賞与引当金 | 143,716 |
| | | 受注損失引当金 | 167,923 |
| | | 関係会社整理損失引当金 | 402,390 |
| | | その他 | 669,476 |
| **固定資産** | **25,515,675** | **固定負債** | **6,424,013** |
| **有形固定資産** | **16,107,425** | 長期借入金 | 4,270,919 |
| 建物及び構築物 | 8,715,916 | 繰延税金負債 | 60,339 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,479,358 | 役員退職慰労引当金 | 164,433 |
| 工具、器具及び備品 | 651,633 | 退職給付に係る負債 | 1,546,502 |
| 土地 | 4,781,942 | その他 | 381,818 |
| リース資産 | 4,423 | **純資産の部** | **37,409,690** |
| 使用権資産 | 98,101 | **株主資本** | **32,248,544** |
| 建設仮勘定 | 376,049 | 資本金 | 9,197,607 |
| **無形固定資産** | **1,090,575** | 資本剰余金 | 7,820,350 |
| のれん | 180,122 | 利益剰余金 | 15,875,636 |
| その他 | 910,452 | 自己株式 | △645,050 |
| **投資その他の資産** | **8,317,674** | **その他の包括利益累計額** | **5,150,292** |
| 投資有価証券 | 6,894,839 | その他有価証券評価差額金 | 3,601,284 |
| 出資金 | 107,125 | 為替換算調整勘定 | 1,159,310 |
| 長期貸付金 | 10,109 | 繰延ヘッジ損益 | 5,893 |
| 繰延税金資産 | 354,235 | 退職給付に係る調整累計額 | 383,804 |
| その他 | 1,080,189 | **非支配株主持分** | **10,853** |
| 貸倒引当金 | △128,824 | | |
| **資産合計** | **64,443,539** | **負債・純資産合計** | **64,443,539** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

# 連結損益計算書

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **売上高** | **49,371,532** 千円 |
| **売上原価** | **34,173,407** |
| **売上総利益** | **15,198,125** |
| **販売費及び一般管理費** | **12,098,171** |
| **営業利益** | **3,099,954** |
| **営業外収益** | **544,448** |
| 受取利息 | 28,996 |
| 受取配当金 | 231,350 |
| 為替差益 | 127,005 |
| その他 | 157,097 |
| **営業外費用** | **218,445** |
| 支払利息 | 133,603 |
| 固定資産処分損 | 36,105 |
| 損害賠償金 | 24,260 |
| その他 | 24,476 |
| **経常利益** | **3,425,957** |
| **特別利益** | **424,117** |
| 投資有価証券売却益 | 420,697 |
| 固定資産売却益 | 3,419 |
| **特別損失** | **573,631** |
| 関係会社整理損 | 402,390 |
| 減損損失 | 171,240 |
| **税金等調整前当期純利益** | **3,276,442** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,225,466 |
| 法人税等調整額 | △487,915 |
| **当期純利益** | **2,538,891** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | **2,205** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | **2,536,685** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年４月１日から2026年３月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 9,197,607 | 7,805,589 | 14,648,366 | △667,459 | 30,984,104 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,309,415 | | △1,309,415 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 2,536,685 | | 2,536,685 |
| 自己株式の処分 | | 14,760 | | 22,409 | 37,170 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | 14,760 | 1,227,270 | 22,409 | 1,264,440 |
| 当期末残高 | 9,197,607 | 7,820,350 | 15,875,636 | △645,050 | 32,248,544 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 繰延ヘッジ損益 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 2,610,560 | 983,629 | 1,024 | △27,514 | 3,567,699 | 8,855 | 34,560,659 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △1,309,415 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 2,536,685 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 37,170 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 990,723 | 175,680 | 4,868 | 411,319 | 1,582,592 | 1,997 | 1,584,590 |
| 当期変動額合計 | 990,723 | 175,680 | 4,868 | 411,319 | 1,582,592 | 1,997 | 2,849,030 |
| 当期末残高 | 3,601,284 | 1,159,310 | 5,893 | 383,804 | 5,150,292 | 10,853 | 37,409,690 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

## 連結注記表

**1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記**

(1) 連結の範囲に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 連結子会社の数 | 14社 | |
| 連結子会社の名称 | 日工電子工業株式会社 | 日工マシナリー株式会社 |
| | トンボ工業株式会社 | 日工セック株式会社 |
| | 日工興産株式会社 | 株式会社前川工業所 |
| | Nikko Baumaschinen GmbH | 日工（上海）工程機械有限公司 |
| | Nikko Asia (Thailand) Co.,Ltd. | Nikko Global Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. |
| | 宇部興機株式会社 | 株式会社松田機工 |
| | 株式会社西日本不動産 | 日工藤原電機株式会社 |

上記のうち、日工藤原電機株式会社については、当連結会計年度において新たに連結子会社に加入したため、連結の範囲に含めている。

(2) 持分法適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社数　－

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Nikko Baumaschinen GmbH、日工（上海）工程機械有限公司、Nikko Asia (Thailand) Co.,Ltd.及びNikko Global Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、同日現在の財務諸表を使用している。いずれの会社も連結決算日との間に重要な取引が生じた場合は、連結上必要な調整を行っている。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

| | |
|---|---|
| a．有価証券 | |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している。） |
| 市場価格のない株式等 | 総平均法による原価法 |
| b．デリバティブ | 時価法 |
| c．棚卸資産 | |
| ・製品、商品、仕掛品 | 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・原材料、貯蔵品 | 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

| | |
|---|---|
| a．有形固定資産（リース資産を除く） | 当社及び国内連結子会社は、定率法を採用している。<br>ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。<br>建物及び構築物　３～50年<br>機械装置及び運搬具　２～17年<br>工具、器具及び備品　２～20年<br>在外連結子会社は定額法によっている。 |
| b．無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいている。 |
| c．リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 |
| d．使用権資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 |

③ 重要な引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| a．貸倒引当金 | 貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 |
| b．賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上している。 |
| c．役員賞与引当金 | 当社及び一部の国内連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上している。 |
| d．受注損失引当金 | 受注工事案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注工事案件に係る損失見込額を計上している。 |
| e．役員退職慰労引当金 | 国内連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当連結会計年 |

度末における要支給額を計上している。

f．関係会社整理損失引当金　関係会社の整理に伴う損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

a．ヘッジ会計の方法　原則として繰延ヘッジ処理によっている。振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

b．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約

ヘッジ対象　製品輸出による外貨建売上債権、輸入による外貨建仕入債務

c．ヘッジ方針　デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしている。

d．ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却している。

⑦ 重要な収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主にアスファルトプラント・コンクリートプラント等の製品の販売及び関連するサービスの提供であり、顧客との販売契約に基づいて製品を販売又はサービスを提供する履行義務を負っている。当該履行義務は、製品を販売又はサービスを提供する一時点において、顧客が当該製品又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、顧客が検収した時点で収益を認識している。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね１年以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていない。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用している。

**２．会計方針の変更**

該当事項はない。

**3．収益認識に関する注記**

① 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりである。

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | | | その他(注) | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | アスファルトプラント関連事業 | コンクリートプラント関連事業 | 環境及び搬送関連事業 | 破砕機関連事業 | 製造請負関連事業 | 計 | | |
| アスファルトプラント関連製品 | 9,962,875 | － | － | － | － | 9,962,875 | － | 9,962,875 |
| アスファルトプラント関連サービス | 9,364,745 | － | － | － | － | 9,364,745 | － | 9,364,745 |
| コンクリートプラント関連製品 | － | 8,362,486 | － | － | － | 8,362,486 | － | 8,362,486 |
| コンクリートプラント関連サービス | － | 5,999,503 | － | － | － | 5,999,503 | － | 5,999,503 |
| 搬送製品 | － | － | 3,352,211 | － | － | 3,352,211 | － | 3,352,211 |
| 環境製品 | － | － | 1,018,910 | － | － | 1,018,910 | － | 1,018,910 |
| 破砕機製品 | － | － | － | 2,448,841 | － | 2,448,841 | － | 2,448,841 |
| 製造請負製品 | － | － | － | － | 3,339,397 | 3,339,397 | － | 3,339,397 |
| その他 | － | － | － | － | － | － | 5,001,527 | 5,001,527 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 19,327,621 | 14,361,990 | 4,371,121 | 2,448,841 | 3,339,397 | 43,848,972 | 5,001,527 | 48,850,500 |
| その他の収益 | － | － | － | － | － | － | 521,032 | 521,032 |
| 外部顧客への売上高 | 19,327,621 | 14,361,990 | 4,371,121 | 2,448,841 | 3,339,397 | 43,848,972 | 5,522,560 | 49,371,532 |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仮設機材事業、土農工具事業、水門事業等を含んでいる。

② 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

③ 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

a．契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 | |
|---|---|---|
| | 期首残高 | 期末残高 |
| 契約負債 | 5,092,648 | 6,311,890 |

契約負債は、主としてアスファルトプラント・コンクリートプラント製品等の販売及び関連サービスの提供において、財又はサービスに対する支配が顧客に移転する前に顧客から受領した対価であり、支配の移転が完了した時点で履行義務は充足され、契約負債は収益へと振り替えられる。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5,092,648千円である。

b．残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が１年を超える重要な取引はない。

**4．表示方法の変更**

(損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産処分損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとした。

**5． 連結貸借対照表の注記**

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　15,161,806千円

(2) 保証債務

下記会社のリース会社との契約について債務保証を行っている。

| | |
|---|---|
| 孝感錦鋒新材料有限公司 | 151,667千円 |
| 浜州奕卓筑路材料有限公司 | 60,515千円 |
| 河北燕涵新型建材有限公司 | 54,882千円 |
| 鄭州宋創建設有限公司 | 46,958千円 |
| 湖北哲図建筑有限公司 | 38,533千円 |
| 河北洁城新型建材有限公司 | 20,693千円 |
| 合計 | 373,249千円 |

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

| | |
|---|---|
| ① 建物 | 35,396千円 |
| ② 構築物 | 557千円 |
| ③ 機械及び装置 | 82,137千円 |
| ④ 工具、器具及び備品 | 4,315千円 |
| ⑤ 土地 | 715,433千円 |
| 合計 | 837,840千円 |

**6．連結損益計算書の注記**

(1) 特別損失の関係会社整理損失

当社の連結子会社であるNikko Asia(Thailand) Co.,Ltd.清算の決定に伴い発生する将来の損失に関する引当金繰入額である。

(2) 減損損失

① 減損損失を認識した主な資産及び減損損失額

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失額（千円） |
|---|---|---|---|
| 埼玉県吉川市 | 事業用資産 | 建物及び構築物<br>機械装置及び運搬具<br>工具、器具及び備品<br>土地<br>その他 | 49,088<br>819<br>3,099<br>116,847<br>1,385 |

② 減損損失を認識するに至った経緯

当社の破砕機関連事業に関連する固定資産について、同事業が当初想定していた収益を見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。

③ 資産のグルーピングの方法

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っている。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定している。土地及び建物の正味売却価額は、不動産鑑定評価額に基づき算出している。

**7．連結株主資本等変動計算書の注記**

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 40,000,000 | － | － | 40,000,000 |

(2) 自己株式に関する事項

（単位：株）

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,512,226 | 3,400 | 50,800 | 1,464,826 |

（注）1．当連結会計年度増加株式数の3,400株は譲渡制限付株式の無償取得によるものである。

2．当連結会計年度減少株式数の50,800株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものである。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たりの配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 654,292 | 17.00 | 2025年3月31日 | 2025年6月26日 |
| 2025年11月12日<br>取締役会 | 普通株式 | 655,123 | 17.00 | 2025年9月30日 | 2025年12月5日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり決議を予定している。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たりの配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2026年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 886,309 | 23.00 | 2026年3月31日 | 2026年6月26日 |

**8．金融商品に関する注記**

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資は主に流動性の高い預金等で運用し長期運用は主に投資適格格付けの債券等で運用している。また、資金調達については主に銀行借入によっている。

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、与信管理部署である経営企画部において、取引先の残高管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク低減を図っている。

投資有価証券は、その他有価証券であり、財務統括部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額70,469千円）は「① 投資有価証券 その他有価証券」には含めていない。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額(※1) | 時価(※1) | 差額 |
|---|---|---|---|
| ① 投資有価証券 その他有価証券 | 6,824,370 | 6,824,370 | － |
| ② 長期借入金(※2) | (4,785,240) | (4,385,908) | △399,331 |

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示している。

(※2) 1年以内に期限到来の長期借入金は、「② 長期借入金」に含めている。

(注) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「ファクタリング未払金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 区分 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 6,824,370 | － | － | 6,824,370 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 区分 | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 長期借入金 | － | (4,385,908) | － | (4,385,908) |

（注）時価算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類している。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類している。

**９．企業結合等に関する注記**

取得による企業結合（株式取得）

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称　　日工藤原電機株式会社　(旧・株式会社藤原電機製作所)

事業の内容　　各種制御盤・屋外高圧受配電盤　設計製作

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、2030年ビジョン達成に向けて積極的な成長戦略を推進している。

この取り組みの一環として、アスファルトプラント向け制御装置の製造において国内トップシェアを誇る日工電子工業株式会社は、近年、電子部品メーカーや物流会社を中心に、制御装置や動力盤などの電気設備、さらにPLCやPCソフトウェアの受託製造事業を拡大し、着実に実績を積み重ねている。

配電盤・電子制御装置製造事業のさらなる拡大を目指して、高圧盤などの製造事業を展開する株式会社藤原電機製作所を子会社化した。これにより、これまで強みとしてきた低圧盤や制御盤に加え、設備全体をカバーする幅広いエンジニアリングへの対応が可能となると同時に、PLC・PCソフトウェア分野についても、日工グループとして体制を強化し、より柔軟かつ迅速な対応が可能となる。

両社の統合を通じて、「電気設備のトータルパートナー」として、より高付加価値な製品・サービスを提供し、企業価値の一層の向上に取り組んでいく。

③ 企業結合日

2025年６月30日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

日工藤原電機株式会社

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

日工電子工業株式会社が現金を対価として株式を取得したことによるものである。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年７月１日から2026年３月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価　現金　51,000千円

取得原価　　51,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等　　32,500千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額　53,612千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力である。

③ 償却方法及び償却期間　６年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 207,245千円 |
| 固定資産 | 104,205千円 |
| 資産合計 | 311,450千円 |
| 流動負債 | 172,512千円 |
| 固定負債 | 141,550千円 |
| 負債合計 | 314,063千円 |

**10. １株当たり情報に関する注記**

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 970円51銭 |
| １株当たり当期純利益 | 65円85銭 |
| （注）１株当たり当期純利益の算定の基礎 | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,536,685千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,536,685千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 38,521,282株 |

**11. 重要な後発事象**

該当事項はない。

# 計算書類

## 貸 借 対 照 表

（2026年３月31日現在）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **資産の部** | **46,983,649** 千円 | **負債の部** | **18,477,075** 千円 |
| **流動資産** | **24,909,712** | **流動負債** | **14,450,129** |
| 現金及び預金 | 6,134,329 | 買掛金 | 2,252,664 |
| 受取手形 | 314,477 | 電子記録債務 | 471,827 |
| 売掛金 | 6,332,294 | ファクタリング未払金 | 2,074,661 |
| 電子記録債権 | 2,369,391 | 短期借入金 | 1,302,564 |
| 製品 | 2,616,386 | 未払金 | 727,639 |
| 仕掛品 | 5,745,023 | 未払法人税等 | 783,938 |
| 原材料及び貯蔵品 | 471,227 | 未払消費税等 | 86,651 |
| 為替予約 | 8,599 | 未払費用 | 193,568 |
| その他 | 918,807 | 前受金 | 17,242 |
| 貸倒引当金 | △823 | 契約負債 | 5,349,612 |
| | | 預り金 | 96,317 |
| **固定資産** | **22,073,937** | 賞与引当金 | 643,879 |
| **有形固定資産** | **6,856,739** | 役員賞与引当金 | 100,578 |
| 建物 | 3,117,989 | 受注損失引当金 | 140,850 |
| 構築物 | 327,126 | 関係会社整理損失引当金 | 208,132 |
| 機械及び装置 | 843,679 | | |
| 車両及び運搬具 | 12,474 | **固定負債** | **4,026,946** |
| 工具、器具及び備品 | 124,274 | 長期借入金 | 1,838,462 |
| 土地 | 2,169,537 | 繰延税金負債 | 128,967 |
| 建設仮勘定 | 261,657 | 退職給付引当金 | 1,771,624 |
| | | 長期未払金 | 61,444 |
| **無形固定資産** | **820,758** | その他 | 226,448 |
| 電話加入権等 | 58,437 | **純資産の部** | **28,506,574** |
| ソフトウェア | 503,505 | **株主資本** | **24,936,294** |
| ソフトウェア仮勘定 | 258,815 | **資本金** | **9,197,607** |
| | | **資本剰余金** | **8,017,461** |
| **投資その他の資産** | **14,396,439** | 資本準備金 | 7,802,343 |
| 投資有価証券 | 6,816,949 | その他資本剰余金 | 215,118 |
| 関係会社株式 | 5,974,010 | 自己株式処分差益 | 215,118 |
| 関係会社出資金 | 805,144 | **利益剰余金** | **8,366,275** |
| 長期貸付金 | 1,080,264 | 利益準備金 | 849,758 |
| その他 | 850,687 | その他利益剰余金 | 7,516,517 |
| 貸倒引当金 | △1,130,616 | 別途積立金 | 3,527,600 |
| | | 繰越利益剰余金 | 3,988,917 |
| | | **自己株式** | **△645,050** |
| | | **評価・換算差額等** | **3,570,279** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 3,564,386 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 5,893 |
| **資産合計** | **46,983,649** | **負債・純資産合計** | **46,983,649** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

# 損 益 計 算 書

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| **売上高** | **37,004,120** 千円 |
| **売上原価** | **25,753,628** |
| **売上総利益** | **11,250,492** |
| **販売費及び一般管理費** | **9,054,037** |
| **営業利益** | **2,196,454** |
| **営業外収益** | **1,067,284** |
| 受取利息 | 47,644 |
| 受取配当金 | 781,472 |
| 為替差益 | 107,527 |
| 受取保険金 | 25,641 |
| その他 | 104,999 |
| **営業外費用** | **76,460** |
| 支払利息 | 36,074 |
| 固定資産処分損 | 12,169 |
| 損害賠償金 | 24,260 |
| その他 | 3,956 |
| **経常利益** | **3,187,279** |
| **特別利益** | **422,099** |
| 投資有価証券売却益 | 420,517 |
| 固定資産売却益 | 1,581 |
| **特別損失** | **641,581** |
| 減損損失 | 171,240 |
| 貸倒引当金繰入額 | 262,208 |
| 関係会社整理損 | 208,132 |
| **税引前当期純利益** | **2,967,796** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 893,133 |
| 法人税等調整額 | △491,247 |
| **当期純利益** | **2,565,910** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

# 株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | 自己株式処分差益 | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 9,197,607 | 7,802,343 | 200,357 | 8,002,701 | 849,758 | 3,527,600 | 2,732,422 | 7,109,780 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △1,309,415 | △1,309,415 |
| 当期純利益 | | | | | | | 2,565,910 | 2,565,910 |
| 自己株式の処分 | | | 14,760 | 14,760 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 14,760 | 14,760 | － | － | 1,256,494 | 1,256,494 |
| 当期末残高 | 9,197,607 | 7,802,343 | 215,118 | 8,017,461 | 849,758 | 3,527,600 | 3,988,917 | 8,366,275 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △667,459 | 23,642,629 | 2,587,603 | 1,024 | 2,588,628 | 26,231,257 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △1,309,415 | | | | △1,309,415 |
| 当期純利益 | | 2,565,910 | | | | 2,565,910 |
| 自己株式の処分 | 22,409 | 37,170 | | | | 37,170 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 976,782 | 4,868 | 981,651 | 981,651 |
| 当期変動額合計 | 22,409 | 1,293,665 | 976,782 | 4,868 | 981,651 | 2,275,316 |
| 当期末残高 | △645,050 | 24,936,294 | 3,564,386 | 5,893 | 3,570,279 | 28,506,574 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

## 個別注記表

**1．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式　総平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している。）

市場価格のない株式等　総平均法による原価法

② デリバティブ　時価法

③ 棚卸資産

・製品、商品、仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料、貯蔵品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法を採用している。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用している。
なお、主な耐用年数は以下の通りである。
建物及び構築物　３～50年
機械装置及び運搬具　２～17年
工具、器具及び備品　２～20年

② 無形固定資産　定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいている。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準　外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(4) 重要な引当金の計上の方法

① 貸倒引当金　貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上している。

③ 役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上している。

④ 受注損失引当金　受注工事案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注工事案件に係る損失見込額を計上している。

⑤ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしている。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。
なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

⑥ 関係会社整理損失引当金　関係会社の整理に伴う損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　原則として繰延ヘッジ処理によっている。振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段　為替予約

・ヘッジ対象　製品輸出による外貨建売上債権、輸入による外貨建仕入債務

③ ヘッジ方針　デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしている。

④ ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主にアスファルトプラント・コンクリートプラント等の製品の販売及び関連するサービスの提供であり、顧客との販売契約に基づいて製品を販売又はサービスを提供する履行義務を負っている。当該履行義務は、製品を販売又はサービスを提供する一時点において、顧客が当該製品又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、顧客が検収した時点で収益を認識している。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね１年以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていない。

(7) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用している。

**２．会計方針の変更**

該当事項はない。

**３．収益認識に関する注記**

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「注記事項（収益認識に関する注記）」に記載した内容と同一である。

**４．表示方法の変更**

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産処分損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとした。

**５．貸借対照表に関する注記**

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　9,581,047千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示しているものを含む）

| | |
|---|---|
| ① 関係会社に対する短期金銭債権 | 443,979千円 |
| ② 関係会社に対する短期金銭債務 | 251,100千円 |
| ③ 関係会社に対する長期金銭債権 | 1,073,600千円 |

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

| | |
|---|---|
| ① 建物 | 35,396千円 |
| ② 構築物 | 557千円 |
| ③ 機械及び装置 | 82,137千円 |
| ④ 工具、器具及び備品 | 4,315千円 |
| ⑤ 土地 | 715,433千円 |
| 合計 | 837,840千円 |

(4) 保証債務

① 下記の関係会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っている。

| | |
|---|---|
| 日工（上海）工程機械有限公司 | 745,942千円 |
| Nikko Global Manufacturing (Thailand) Co., Ltd. | 732,000千円 |
| 日工興産株式会社 | 2,054,052千円 |
| 株式会社西日本不動産 | 233,500千円 |

② 下記の関係会社への金融機関からの出資に対して、保証を行っている。

| | |
|---|---|
| Nikko Asia (Thailand) Co.,Ltd. | 37,332千円 |

**６．損益計算書に関する注記**

(1) 関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 売上高 | 158,205千円 |
| 仕入高 | 2,855,608千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 618,892千円 |

(2) 減損損失

① 減損損失を認識した主な資産及び減損損失額

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失額（千円） |
|---|---|---|---|
| 埼玉県吉川市 | 事業用資産 | 建物<br>構築物<br>機械及び装置<br>工具、器具及び備品<br>土地<br>ソフトウェア | 40,141<br>8,947<br>819<br>3,099<br>116,847<br>1,385 |

② 減損損失を認識するに至った経緯

当社の破砕機関連事業に関連する固定資産について、同事業が当初想定していた収益を見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。

③ 資産のグルーピングの方法

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っている。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定している。土地及び建物の正味売却価額は、不動産鑑定評価額に基づき算出している。

(3) 特別損失の貸倒引当金繰入額

当社の連結子会社であるNikko Asia (Thailand) Co.,Ltd.への貸付金に対して貸倒引当金を計上したものである。

(4) 関係会社整理損

当社の連結子会社であるNikko Asia(Thailand) Co.,Ltd.の清算の決定に伴い発生する将来の損失に関する引当金繰入額である。

**7．株主資本等変動計算書に関する注記**

自己株式の種類および総数に関する事項

（単位：株）

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,512,226 | 3,400 | 50,800 | 1,464,826 |

（注）1．当事業年度増加株式数の3,400株は譲渡制限付株式の無償取得によるものである。

2．当事業年度減少株式数の50,800株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものである。

**8．税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

| | |
|---|---|
| 賞与引当金 | 202,629千円 |
| 退職給付引当金 | 557,530千円 |
| 長期未払金 | 19,336千円 |
| 貸倒引当金 | 356,076千円 |
| 棚卸資産評価損 | 44,662千円 |
| 有価証券評価損 | 52,513千円 |
| 関係会社株式評価損 | 157,397千円 |
| 関係会社株式 | 322,872千円 |
| 未払事業税 | 61,425千円 |
| 関係会社整理損失引当金 | 65,499千円 |
| 減損損失 | 53,889千円 |
| その他 | 258,304千円 |
| 繰延税金資産　小計 | 2,152,136千円 |
| 評価性引当額 | △695,894千円 |
| 繰延税金資産　合計 | 1,456,241千円 |

(2) 繰延税金負債

| | |
|---|---|
| その他有価証券評価差額金 | △1,582,502千円 |
| 為替予約 | △2,706千円 |
| 繰延税金負債　合計 | △1,585,209千円 |
| 繰延税金資産（△負債）の純額 | △128,967千円 |

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の処理

当社は、グループ通算制度を適用している。これに伴い、法人税及び地方法人税並び税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取り扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従っている。

**9．関連当事者との取引に関する注記**

子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 日工（上海）工程機械有限公司 | 中国<br>上海市 | 745,000千円 | 建設機械類の製造・販売 | 100% | 当社製品の製造・販売 | 債務保証（注1） | 745,942 | － | － |
| 子会社 | Nikko Global Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. | タイ<br>チョンブリ | 2,856,502千円 | 建設機械類の製造・販売 | 99% | 当社製品の製造・販売 | 債務保証（注1） | 732,000 | － | － |
| 子会社 | Nikko Asia (Thailand) Co.,Ltd. | タイ<br>バンコク | 50,790千円 | 建設機械類の販売 | 49% | 当社製品の販売 | 債務保証（注1） | 37,332 | － | － |
| | | | | | | | 資金の貸付（注2） | 231,500 | 長期貸付金（注3） | 1,073,600 |
| 子会社 | 日工興産株式会社 | 日本<br>兵庫県 | 290,000千円 | 住宅等のリフォーム、不動産の仲介売買・賃貸、損害保険代理業、外食事業 | 100% | 不動産の賃貸 | 債務保証（注1） | 2,054,052 | － | － |
| 子会社 | 株式会社西日本不動産 | 日本<br>兵庫県 | 10,000千円 | 戸建て住宅の建築販売、不動産売買・仲介・管理 | 85% | 資本の提携 | 債務保証（注1） | 233,500 | － | － |

（注1）債務保証は、金融機関からの借入金及び出資金に対するものであり、保証料は徴収していない。

（注2）資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を決定している。

（注3）Nikko Asia (Thailand) Co.,Ltd.に対する長期貸付金残高に対して、1,001,792千円の貸倒引当金を計上している。

**10．企業結合等に関する注記**

連結計算書類「注記事項（企業結合等に関する注記）」に記載した内容と同一である。

**11．1株当たり情報に関する注記**

| | |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 739円75銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 66円61銭 |

（注）1株当たり当期純利益の算定の基礎

| | |
|---|---|
| 当期純利益 | 2,565,910千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 2,565,910千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 38,521,282株 |

**12．重要な後発事象**

該当事項はない。

# 監査報告書

**連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本**

## 独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

日工株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
神戸事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　重　久
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　杏　井　康　真

**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日工株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**会計監査人の監査報告書謄本**

# 独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

日工株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
神戸事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　重　久
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杏　井　康　真

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日工株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**計算書類等の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第163期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

**１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容**

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

**２．監査の結果**

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月26日

日工株式会社　監査役会

常勤監査役　岡　明　森　衛　㊞

社外監査役　大　田　直　樹　㊞

社外監査役　福　井　　剛　㊞

社外監査役　米　田　耕　士　㊞